

# がけ・擁壁の改修工事に関する支援を行います

## がけ・擁壁改修工事費用助成

港区内の2メートルを超えるがけ・擁壁を所有する方に対し、改修工事に必要な費用の一部を港区が助成します。

【対象者】 がけ・擁壁の所有者で(1)~(4)のいずれかに該当する方

- (1)個人所有
- (2)マンション等の管理組合
- (3)中小企業(宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者を除く)
- (4)宗教法人、社会福祉法人等

【対象工事】 (1)及び(2)のいずれにも該当する工事

- (1)高さ2メートルを超える擁壁の新設工事(既存擁壁の築造替えも含む)
- (2)建築確認または開発許可とその工事完了検査を受けたもの

【助成金額】 (1)または(2)のいずれか低い額

- (1)改修工事費用の3分の2以内
- (2)上限は1,200万円(土砂災害(特別)警戒区域内の場合は、5,000万円)

## がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣

がけ・擁壁の改修工事を検討している所有者に対して、現地に専門家を派遣し、がけ・擁壁の目視による調査や、新設・築造替えに向けた技術的課題等について助言を行います。

【対象者】 がけ・擁壁改修工事費用助成に同じ

【対象物】 港区内にある高さ2メートルを超えるがけ・擁壁

【派遣費用】 無料

【派遣内容】 上限回数 1年度あたり3回

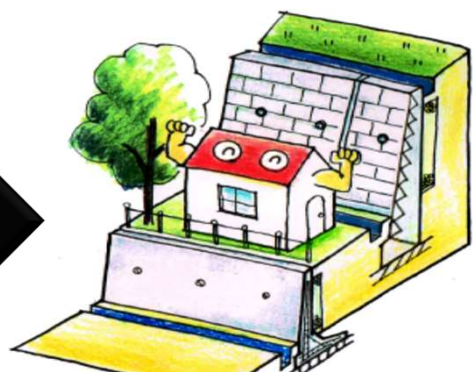
派遣時間 1回あたり2時間程度

派遣者 一級建築士の資格を有する技術者2名

倒れそうな立木や崩れそうな斜面はありませんか？



古い石積み擁壁に亀裂やずれはありませんか？



改修工事を行うことであなたの宅地は安全になります

お気軽にご相談ください

【問合せ先】 港区街づくり支援部建築課構造・耐震化推進係  
03-3578-2111(内線)2295~7、2844、2845